

小売物価統計調査の概要

1. 調査の目的と沿革

小売物価統計調査は、国民の消費生活上重要な商品の小売価格、サービスの料金及び家賃を全国的規模で小売店舗、サービス事業所、関係機関及び世帯から毎月調査し、消費者物価指数(CPI)その他物価に関する基礎資料を得ることを目的として、昭和25年6月から実施している。

消費者物価指数は、昭和21年消費者価格調査(CPS家計調査の前身)によって調査した実効価格(公定価格とヤミ価格のように二つ以上の価格がある場合に、それぞれの購入数量をウエイトにして平均した価格)を価格資料として作成が開始された。当時、我が国の経済事情は戦後の混乱期にあったが、その後、経済活動が徐々に回復し、消費面の統制も次第に解かれ、日常生活用品の出回りも潤沢になり、価格調査に当たっても、月々一定した銘柄を継続的に小売店舗から調査することが可能となったので、消費者物価指数の価格資料を直接店舗から求める方法に改め、昭和25年6月から小売物価統計調査を統計法に基づく「指定統計第35号」として開始した。

調査は、当初都道府県庁所在市(46都市)及び8都市(帯広、高崎、松本、浜松、松阪、防府、今治、都城)で約210品目について行っていたが、その後、調査市町村、調査品目等について改正を加え現在に至っている。調査市町村については、昭和37年7月から郡部を加え、全国的な規模の調査とした。

さらに、昭和47年には、沖縄本土復帰により沖縄県下の5市2町を追加した。その後、数次にわたり調査市町村の追加・廃止を行い、現在167市町村となっている。

他方、調査結果に関しては従来からの物価指数のほか、個別商品の価格水準についてもますます注目されるようになり、より詳細な資料が要請されるようになった。このため、昭和50年、54年、59年、平成元年、4年、6年、9年、11年、12年に調査品目・銘柄を追加する等の整備拡充を行った。

2. 調査の体系

調査の体系は、(1)価格調査、(2)家賃調査、(3)宿泊料調査に大別される。

(1) 価格調査.....商品の小売価格及びサービスの料金を調査する。

ア調査員調査品目

「5」で述べる品目区分A、B、C及びS品目を調査員が調査する。

イ都道府県調査品目

「5」で述べる品目区分D品目を都道府県が調査する。

ウ総務省調査品目

「5」で述べる品目区分E品目を総務省が調査する。

(2) 家賃調査.....1か月当たりの家賃及び延べ面積を調査する。

ア調査員調査品目

民営の借家について調査する。

イ都道府県調査品目

公営の借家(都市基盤整備公団住宅を除く。)について調査する。

ウ総務省調査品目

都市基盤整備公団住宅について調査する。

(3) 宿泊料調査.....指定客室の平日及び休前日の1泊2食付きの大人1人分の宿泊料を調査する。

ア都道府県調査品目

一般の旅館・ホテル等について調査する。

イ総務省調査品目

公的宿泊施設等について調査する。

3. 調査市町村

調査員調査については調査市町村を定めている。

調査市町村数は、平成13年12月現在、表1に示す167市町村となっている。

都道府県調査品目及び総務省調査品目については、調査市町村に限定せず、都道府県の全域から価格報告者(「6」参照。以下同じ。)を選定している。

表1 調査市町村一覧

都道府 県番号	都道府県	市 町 村	符 号	都道府 県番号	都道府県	市 町 村	符 号			
01	北 海 道	札 幌 市 函 館 市 旭 川 市 岩 見 沢 市 美 唄 市 名 寄 市 木 古 内 町 羽 幌 町 美 知 安 町	A	15	新 潟 県	新 潟 市 長 岡 市 糸 魚 川 市 堀 之内 町	A			
			B				16	富 山 県	富 山 市 新 湊 市 小 杉 町	A
			C				17	石 川 県	金 沢 市 穴 水 町	A
			D				18	福 井 県	福 井 市 敦 賀 市	A
			E				19	山 梨 県	甲 府 市 鰍 沢 町	A
02	青 森 県	青 森 市 む っ 上 町 尾 上 町	A	20	長 野 県	長 野 市 松 本 市 小 諸 市	A			
			D				E	A		
03	岩 手 県	盛 岡 市 江 刺 老 台 町 田 巻 町	A	21	岐 阜 県	岐 阜 市 美 土 市 笠 笠 町	A			
04	宮 城 県	仙 石 利 根 町 石 巻 市 利 根 町	A				C	D		
05	秋 田 県	秋 田 市 湯 沢 市	A	22	静 岡 県	静 岡 市 浜 掛 市 小 笠 山 町	A			
06	山 形 県	山 形 市 鶴 岡 市 余 目 町	A				C	E		
07	福 島 県	福 島 市 郡 山 市 川 俣 町	A	23	愛 知 県	名 古 屋 市 春 井 市 蒲 新 美 城 浜 町	A			
08	茨 城 県	水 戸 市 古 河 市 友 部 町	A				C	D		
09	栃 木 県	宇 都 宮 市 鹿 沼 市 茂 木 町	A	24	三 重 県	津 市 桑 名 市 明 和 町	A			
10	群 馬 県	前 橋 市 安 中 市 草 津 町	A				D	E		
11	埼 玉 県	さい たま 市 川 口 市 所 沢 市 本 朝 霞 里 町	A	26	京 都 府	京 都 市 福 知 山 市 大 江 市	A			
			B				27	大 阪 府	大 阪 市 大 塚 市 貝 塚 市 牧 野 市	A
12	千 葉 県	千 葉 市 茂 原 市 佐 倉 市 浦 安 子 町	A	28	兵 庫 県	神 戶 市 西 宮 市 伊 丹 市 小 野 町	A			
			C				B	C	B	
13	東 京 都	特 別 区 立 川 市 府 中 市 東 村 山 市	A	29	奈 良 県	奈 良 市 榛 原 町	A			
			B				30	和 歌 山 県	和 歌 山 市 御 坊 市 那 智 勝 浦 町	A
14	神 奈 川 県	横 濱 市 川 崎 市 横 須 賀 市 厚 木 市 伊 勢 原 市 寒 湯 河 原 町	A	31	鳥 取 県	鳥 取 市 岩 美 町	A			
			B				B	C	E	

都道府 県番号	都道府県	市 町 村	符 号	都道府 県番号	都道府県	市 町 村	符 号
32	島根県	松江 大社 市町	A E	41	佐賀県	佐賀 白石 市町	A E
33	岡山県	岡山 新見 市市	A D	42	長崎県	長崎 佐世保 市市	A B
34	広島県	広島 福山 市市	A B C E	43	熊本県	熊本 人坂 市市	A D E
35	山口県	山口 宇部 市市	A B D E	44	大分県	大分 日佐 市市	A C E
36	徳島県	徳島 池田 市町	A E	45	宮崎県	宮崎 都城 市市	A C E
37	香川県	高松 善通寺 市市	A D E	46	鹿児島県	鹿児島 出水 市市	A D E
38	愛媛県	松山 今治 市市	A C	47	沖縄県	那覇 石名 市市	A D D D
39	高知県	高窪 川町	E			護国 繩部 市市	D C E
40	福岡県	福岡 北九州 市市	A B D C E E			那覇 与那原 市町	E

注1) 符号は、調査市町村の次の区分を示す。なお、人口は平成7年10月1日現在による。

A.....県庁所在市 B.....人口15万以上の市 C.....人口5万以上15万未満の市
D.....人口5万未満の市 E.....町村

注2) 埼玉県さいたま市の調査地域は、旧「浦和市」である。

4. 調査地区

各調査市町村には、商品の小売価格及びサービスの料金を調査する「価格調査地区」と、民営借家の家賃等を調査する「家賃調査地区」を設定している。ただし、「5」で述べる品目区分D、E、S及び公営家賃、宿泊料の調査については、調査地区を設けず、直接、都道府県又は調査市町村の全域から価格報告者を選定している。

各調査市町村に設定された調査地区数は、都市の人口規模等により表2のとおり定めている。

(1) 価格調査地区

市については、その全域の中から繁華街地区と一般地区の2種類の調査地区を設け(ただし、那覇市及び人口5万未満の市については一般地区のみ)、町村については、この区分を設けず、当該町村の全域を一般地区としている。価格調査地区数は全国で694である。

ア 繁華街地区

繁華街地区については、調査市の中の代表的商業集積地区から都市階級ごとに決められた所定数の商業集積地区を選定する。選定に当たっては、都道府県が地方自治体の商工課や商工会議所等から得た地域の特性や販売実績等の参考情報を基に行っている。(表2参照)

イ 一般地区

一般地区については、繁華街地区の地域以外にある商業集積地区(住宅地背景型商業集積地区、ロードサイド型商業集積地区等)から、繁華街地区と同様の方法により、代表性、地理的分布を考慮して所定数の価格調査地区を設定している。(表2参照)

(2) 家賃調査地区

平成7年国勢調査調査区(山林原野等を除く。)のうちから等間隔抽出法により抽出し、その抽出された調査区を家賃調査地区として設定している。家賃調査地区数は全国で1,206である。

表2 調査市町村の区分別調査地区数及び取集価格数

調査市町村の区分	調査市町村数	調査地区数			品目区分別取集価格数			
		価格調査地区		家賃調査地区	A	B	C	D
		繁華街	一般					
東京都区部	1	12	42	54	42	21	12	1
大阪府	1	8	12	36	12	12	6	1
横浜, 名古屋, 京都, 神戸の各市	4	2	12	24	12	6	2	1
札幌, 仙台, 千葉, 川崎, 広島, 福岡, 北九州市の各市	7	2	8	18	8	4	2	1
金沢, 高松の各市	2	1	6	9	6	3	2	1
那覇市	1	-	9	18	生鮮9 その他6	6	3	1
上記以外の県庁所在市	33	1	4	9	4	3	2	1
人口15万以上の市 (県庁所在市及び川崎, 北九州の各市を除く)	22	1	4	9	4	3	1	1
人口5万以上15万未満の市 (県庁所在市を除く)	26	1	3	6	3	3	1	1
人口5万未満の市	22	-	2	3	2	1	1	1
町	48	-	1	3	1	1	1	1

注) 「品目区分別取集価格数」欄中, A, B, C, D品目の内容については表3参照

5. 調査品目及び取集価格数

調査品目として指定した537品目, 822銘柄の商品及びサービスについて, 一定の調査銘柄及び調査単位を指定して小売価格又は料金を調査している。

調査品目の一部には, 調査市町村内に販売店がないか, あっても継続的に価格が得られないため, 調査市町村の都市の人口規模等に応じて調査する品目を定めている。(表3及び付録3参照)

表3 調査市町村の区分, 品目区分別調査品目数及び基本銘柄数

品目区分	調査市町村の区分 内 容	東京都区部	県庁所在市	人口5万以上の市	人口5万未満の市	町村
A品目	魚介, 野菜, 日用雑貨など, 主として一般消費者が居住地区近辺で購入する品目で, 地区間で価格差がみられる品目	151 (174)	151 (174)	116 (134)	105 (122)	84 (101)
B品目	被服, 家具, 電気器具など, 主として取扱店舗が各市町村の中心商店街にある品目で, 店舗間で価格差がみられる品目	158 (186)	157 (185)	75 (88)	61 (73)	30 (35)
C品目	調味料, 文房具など, 地区間又は店舗間での価格差の比較的小さい品目	92 (99)	90 (96)	37 (37)	31 (31)	22 (22)
D品目	水道料, 入浴料など, 市町村内で価格・料金が均一か又はこれに近い品目	33 (95)	33 (95)	22 (84)	19 (78)	19 (78)
E品目	鉄道運賃, 電気代, たばこなど, 全国的又は地方的に価格・料金が均一な品目	34 (172)	34 (172)	34 (171)	34 (171)	32 (165)
S品目	映画観覧料, 大工手間代など, 調査地区を設けずに市町村全域から調査する品目	68 (82)	66 (80)	16 (19)	10 (13)	7 (10)
家賃	借家に居住する世帯の家賃	2 (5)	2 (5)	2 (5)	2 (5)	2 (5)
総数		538 (813)	533 (807)	302 (538)	262 (493)	196 (416)

注) 上段は調査品目数, 下段の()は基本銘柄数を示す。

宿泊料については, D・E品目の両方に1品目として示してある。

(2) 家賃調査

公営家賃・・・・・・・・調査市町村内悉皆

民営家賃・・・・・・・・各家賃調査地区内における民営借家世帯を悉皆

(3) 宿泊料調査

全国で約 540

6. 価格報告者

商品及びサービス関係の調査品目の価格報告者は、調査品目の区分ごとに定めている。

品目区分 A, B 及び C の品目については、品目ごとに、各調査地区内で販売数量又は従業者規模の大きい順に所定数（表 2 参照）を選定した小売店舗又はサービス事業所の事業主とする。

品目区分 D 及び S の品目については、調査市町村内に所在する店舗のうち利用者の多い順に選定した所定数の小売店舗、サービス事業所の事業主又は所管責任者とする。

公営家賃については、調査市町村内にある当該公営借家の所管関係機関の管理責任者とし、民営家賃については、家賃調査地区内に居住するすべての借家の世帯主とする。また、宿泊料調査については、調査旅館・ホテル等の代表者とする。

このようにして選定された価格報告者の数は、全国で、店舗及び事業所は約 30,000、民営家賃調査世帯は約 22,000、調査旅館・ホテル等は約 540 となっている。

7. 調査銘柄

各調査品目については、全国に共通する一定の銘柄（「基本銘柄」という）を指定し価格を調査している。

しかし、基本銘柄の出回りが少ないため調査が不可能又は困難な調査市町村がある場合は、その市町村の実情に即して出回りの多い銘柄を定めて市町村銘柄とし、これについて調査することもできることとしている。

基本銘柄については、出回り状況の変化等を考慮して改正を行っている。

8. 調査日

毎月 12 日を含む週の水曜日、木曜日及び金曜日のいずれか 1 日を調査日として価格又は料金を調査する。ただし、品目区分 D 及び E の品目については、毎月 12 日を含む週の金曜日（遊園地入園料については日曜日）を調査日とする。

また、生鮮魚介、野菜、果物及び切り花の 47 品目については、上旬、中旬、下旬の 3 旬別に調査を行い（旬別調査）、それぞれ、5 日、12 日及び 22 日を含む週の水曜日、木曜日及び金曜日のいずれか 1 日を調査日とし、調査日を含む前 3 日間の中値を調査する。特例として学校給食費、PTA 会費、大学・短期大学・高等学校・中学校授業料、幼稚園の保育料及び印鑑証明手数料については、4 月及び 9 月の年 2 回調査する。

宿泊料調査については、毎月 5 日を含む週の金曜日（ただし土曜日が休日の場合は、翌週の月曜日）及び土曜日を調査日とする。

9. 調査価格

調査する価格は、調査店舗等で実際に現金販売している平常の状態の小売価格又はサービスの料金である。したがって、次のような小売価格は調査しない。

- (1) 短期間（7 日以内）の大安売り、棚ざらえ、投げ売り等による割引価格。
- (2) 水害、火災等に起因する一時的な異常価格
- (3) 半端もの、数種の商品を抱き合わせで販売している場合の価格
- (4) 一部の顧客との間で一度に大量取引する際の割引価格
- (5) 中古品、せり売り、月賦販売等の価格

10. 家賃調査

(1) 民営借家の家賃

家賃調査地区内にある民営借家に居住するすべての世帯について、家賃の月額及び延べ面積を調査している。調査は、家賃調査地区を 1 群、2 群、3 群の 3 グループに分け、第 1 群の地区は 1, 4, 7, 10 月に、第 2 群は 2, 5, 8, 11 月に、第 3 群は 3, 6, 9, 12 月にというように、各地区を 3 か月間隔で調査する。

集計の際、単位面積当たりの家賃は、調査市町村内の全家賃調査地区についての家賃の総額を全家

賃調査地区内の借家の総面積で除し算出する。

なお、当月調査されなかった地区の家賃及び面積は前月又は前々月の調査結果を用いる。

家賃調査地区は、国勢調査調査区の1調査区をもって1家賃調査区としているが、平成10年1月からは従前の平成2年国勢調査調査区から平成7年国勢調査調査区に抽出替えした。

(2) 公営住宅の家賃

公営住宅の家賃については、各調査市町村内に所在する都道府県営、市町村営、都市基盤整備公団、都道府県住宅供給公社（住宅公社）、市住宅供給公社の住宅の全賃貸料及び延べ面積を毎月調査する。

11. 宿泊料調査

調査旅館・ホテル等の中から最も多いタイプの客室1つを選び、その指定客室に大人2人が1泊2食付きで宿泊した場合の1人分の平日料金と休前日料金を調査する。

調査旅館・ホテル等の選定は、全国の市町村を人口階級等によって層（98）に分けて、各層から1市町村選定し、選定した市町村内から所定数を選定している。

なお、集計は、調査旅館をその従業者数により30人以上の旅館と29人以下の旅館に分け、それぞれの従業者数をウエイトとして調査市町村別の加重平均宿泊料金を算出し、さらに、その市町村が属する層の旅館の従業者数をウエイトとして、全国加重平均宿泊料金を算出する。

12. 調査の流れ及び調査方法

調査の流れは、次のとおりである。

総務大臣（統計局長） - 都道府県知事 - 統計調査員（指導員） - 統計調査員（調査員） - 価格報告者
指導員は、都道府県統計主管課の職員のうちから任命され、調査員の実査事務の指導及び品目区分Dの品目、公営住宅の家賃（都市基盤整備公団住宅を除く。）並びに宿泊料（一般旅館・ホテル等）の調査を担当する。

調査員は、民間人の中から都道府県知事によって任命されるもので、価格報告者（店舗・事業所）を巡回し、品目区分A、B、C及びSの品目の価格並びに民営家賃を聞き取って調査員自ら調査票に記入する他計方式により調査する。

指導員及び調査員数は全国でそれぞれ131人、753人である。

なお、品目区分Eの品目については総務省統計局職員が調査する。

13. 平均価格の計算方法

各調査品目の月別又は旬別平均価格は、収集価格数の単純算術平均（旬別調査品目の月平均価格は旬別平均価格の単純平均）、年平均は月別平均価格の単純算術平均により算出する。

ただし、授業料については、調査学校数が2校以上の場合は、各校の授業料にその学生（生徒）数をウエイトとした加重算術平均による。

14. 結果の公表

小売物価統計調査の結果は、原則として毎月26日を含む週の金曜日に公表している。公表内容は、全国の前月分の都市別小売価格（県庁所在市及び人口15万以上の市）、東京都区部の当月分の小売価格及び当月分の全国統一価格品目の価格である。

公表した価格については、次の結果報告書により刊行するほか、インターネット、FAXサービス等でも提供している。（巻末「小売物価統計調査報告書等の利用について」参照）

「小売物価統計調査報告」（月報）

毎月26日を含む週の金曜日に公表した内容のうち、主要結果を収録し、翌月中旬に刊行。

「小売物価統計調査年報」

主要品目について、県庁所在市及び人口15万以上の市については当該年の1月～12月分の月別価格、人口15万未満の市町村については年平均価格等を収録。